

令和6年度 奈良県獣医師養成確保修学資金給付事業 募集要項

1. 目的

大学卒業後、奈良県食農部の獣医師職員として従事しようとする大学生を対象に修学資金を給付し、将来の奈良県の獣医師職員を養成することを目的とします。

2. 修学資金給付者の募集

(1) 対象者

- ・大学の獣医学を専攻する課程に在籍する4年生及び5年生
- ・大学卒業後すみやかに、奈良県食農部の獣医師職員に従事する意思を有していること。

(2) 募集人員

1名程度

(3) 修学資金の給付額

- ・国公立大学に在籍している場合 月額10万円以内
- ・私立大学に在籍している場合 月額18万円以内

(4) 給付期間

本人からの給付中止申し出がない限り、修学資金の給付が決定した年度の4月分から獣医師国家試験の受験資格を取得する年度の3月分まで。ただし、正規の修業年限に限る。

(5) 募集期間

随時募集 ※ただし、予告なく募集を中止することがあります

(6) 応募手続

募集期間内に、次の書類を「一般社団法人奈良県畜産会」宛てに、郵送（書留郵便）または持参により提出してください。

【提出書類】

- ① 奈良県獣医師養成確保修学資金給付事業応募用紙
- ② 履歴書（形式は問いません。）
- ③ 小論文
- ④ 学長又は学部長の推薦書

【郵送先】

〒634-0033 奈良県橿原市城殿町 459
一般社団法人 奈良県畜産会

【注意事項】

- ・ 郵送の場合は、すべての書類を1つの封筒に入れ、封筒前面に「獣医師職員養成確保修学資金関係書類」と明記してください。
- ・ 持参する場合は、一般社団法人奈良県畜産会（以下「畜産会」という。）へ持参してください。受付時間は 午前9時から午後17時までです（土日及び祝日を除きます）。
- ・ 提出された書類は返却いたしません。
- ・ 書類到着後、必要に応じて応募者に電話で直接聞き取りを行う場合があります。

3. 修学資金給付者の選考

修学資金の給付者の選考は、書類審査及び面接試験により行います。詳細については、応募者に直接連絡します。

4. 奈良県獣医師養成確保修学資金給付事業は、農林水産省が実施している「獣医療提供体制整備推進総合対策事業」を活用しており、「獣医師養成確保修学資金給付事業実施規程」に基づいて実施します。

5. 修学資金給付決定後の手続き

- ・ 給付決定後、畜産会と修学資金給付に係る契約を締結していただきます。
- ・ 契約時に連帯保証人（連帯して債務を負担する者）2名が必要です。うち1名は、原則として父母（不在時は親権者又は後見人）とし、もう1名は申請者と家計を別にする方（申請者とは異なる収入源により生活を営んでいる方）としてください。同一世帯から2名を連帯保証人にすることはできません。
- ・ 契約締結後、畜産会から年度内4月に遡り修学資金の給付が開始されます。
- ・ 詳細な手続きの内容については、給付の決定通知時にお知らせします。

6. 返還金の返還について

以下の規定に該当した場合、返還が生じます。

- ① 国家試験の受験資格を取得してから2年以内に獣医師免許を取得しなかったとき。
- ② 獣医師免許を取得後、1年以内に奈良県食農部の獣医師職員として従事しなかったとき。
- ③ 奈良県食農部の獣医師職員として従事した期間が、修学資金給付期間（給付の停止に係る期間を除く）に以下に掲げる当該各号に定める係数を掛けた期間（最大5年間）に満たなかったとき。

ア 修学資金の給付月額が5万円以下の給付期間 4分の5

- イ 修学資金の給付月額が5万円を超え12万円以下の給付期間 2分の3
- ウ 修学資金の給付月額が12万円を超える給付期間 3分の5
- ④ 退学、心身の故障のため修学の見込みがなくなった、学業成績又は性行が著しく不良となったなど、給付契約が解除されたとき。

注意事項

- ・ 奈良県職員となるには、別途奈良県が実施する「奈良県職員採用選考試験」を受験し、合格することが必要となります。修学資金の給付決定をもって、奈良県職員として採用されることが保証されるものではありません。
- ・ 奈良県獣医師養成確保修学資金給付事業と同等の趣旨で実施している都道府県、市町村、団体等の修学資金給付制度の契約をしている方は応募できません。

7. 問い合わせ先

〒634-0033 奈良県橿原市城殿町 459

一般社団法人奈良県畜産会 担当：櫻木、大口

TEL：0744-29-4004 FAX：0744-29-4005

メール：naratiku@chorus.ocn.ne.jp